令和3年1月14日 第1回教育委員会資料 教育部教育総務課

新型コロナウイルス感染症の対応について

1 立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況 (令和3年1月5日以降)

| 回 | 開催日時 | 決定・報告・検討・確認事項 |
|----|-----------------------|--|
| 42 | 1月5日(火) 午後4時~ | ● 「2021年成年を祝うつどい」の開催について 令和3年1月11日(月)に開催予定の「2021年成年を 祝うつどい」については、現時点においてプログラム 変更により開催時間をさらに短縮し、式典前後の飲食 禁止の周知を強化するとともに、新型コロナウイルス 感染症の感染拡大防止対策を徹底した上で行うこと としました。なお、今後の新型コロナウイルスの状況 によっては会場開催を中止し、オンライン開催とする こともあることを確認しました。 |
| | | ■ 緊急事態宣言に伴う市の業務体制等について 国が発出予定の「緊急事態宣言」及び都が発出予定の 「緊急事態措置」を想定し、本市が行うべき対応について事前確認をしました。 |
| 43 | 1月7日 (木) 午前11時40分~ | ● 「2021年成人を祝うつどい」会場開催の中止について令和3年1月11日(月)に開催を予定していた「2021年成人を祝うつどい」については、東京都以内で一日当たりの新規感染者数が過去最多を更新するなど、都内及び市内の感染状況を鑑み、新成人の方やご家族をはじめとする市民の皆様の命と健康を守ることを第一に考え、たましんRISURUホールでの会場開催を中止することとしました。なお、式典で予定されていた市長メッセージなどは、令和3年1月11日(月)にYouTube立川市動画チャンネルで配信することとしました。(別紙) |
| 44 | 1月8日(金) 午後4時~ | 市職員の勤務体制について 国が発出した緊急事態宣言下における市職員の勤務 体制について、市民生活に影響を及ぼさないよう、市 としての社会的責任を果たすことを前提として、工夫 を講じていくことを確認しました。 |

- 公共施設等の利用制限について 都が発出した緊急事態措置に基づき、公共施設等の利 用については、令和3年1月9日(土)から令和3年 2月7日(日)までの期間、20時以降の施設利用を原 則中止とすることとしました。
- イベント等の取扱いについて 都が発出した緊急事態措置に基づき、イベント等の取 扱いについては、令和3年1月12日(火)から令和3 年2月7日(日)までの期間、開催人数上限5,000人 かつ収容率50%以下を厳守し、飲食につながる催し等 の自粛を要請することとしました。
- 教育委員会の対処方針について 緊急事態宣言下における小中学校の対応について、別 紙のとおり決定しました。(別紙参照)
- 2 新型コロナウイルス感染症患者の発生について (別紙参照)

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和3年1月5日(火)(午後4時~)に、第42回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記事項について確認を行いました。

記

【確認事項】

○ 「2021年成年を祝うつどい」の開催について

令和3年1月11日(月)に開催予定の「2021年成年を祝うつどい」については、現時点においてプログラム変更により開催時間をさらに短縮し、式典前後の飲食禁止の周知を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底した上で行うこととしました。なお、今後の新型コロナウイルスの状況によっては会場開催を中止し、オンライン開催とすることもあることを確認しました。

○ 緊急事態宣言に伴う市の業務体制等について

国が発出予定の「緊急事態宣言」及び都が発出予定の「緊急事態措置」を想定 し、本市が行うべき対応について事前確認をしました。

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和3年1月7日(木)(午前11時40分~)に、第43回新型コロナウイルス感 染症対策本部会議を開催し、下記事項について決定しました。

記

【決定事項】

〇 「2021 成人を祝うつどい」会場開催の中止について

令和3年1月11日(月)に開催を予定していた「2021 成人を祝うつどい」については、東京都以内で一日当たりの新規感染者数が過去最多を更新するなど、都内及び市内の感染状況を鑑み、新成人の方やご家族をはじめとする市民の皆様の命と健康を守ることを第一に考え、たましんRISURUホールでの会場開催を中止することとしました。なお、式典で予定されていた市長メッセージなどは、令和3年1月11日(月)にYouTube 立川市動画チャンネルで配信することとしました。(別紙1)

福祉保健部健康推進課、市民生活部生活安全課

「2021 成人を祝うつどい」の会場開催を中止します

「2021 年成人を祝うつどい」については、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、プログラムを見直した上で開催する準備を進めてまいりましたが、東京都内で一日あたりの新規感染者数が2日連続で過去最多を更新するなど、都内及び市内の新規感染者数の状況を鑑み、新成人及びご家族をはじめとする市民の皆様の健康と安全を守ることを第一に考え、会場開催を中止することとしました。

なお、式典で予定されていた市長メッセージなどは、令和3年1月11日(月曜日)に YouTube 立川市動画チャンネルで配信します。

中止に伴う対応

- ・立川市ホームページや立川市公式ツイッター等で中止をお知らせします。
- ・式典で予定されていた内容は、令和3年1月11日(月曜日)に動画配信します。
- ・式典の会場開催中止に伴うキャンセル料について補償はありません。

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和3年1月8日(金)(午後4時~)に、第44回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記事項について決定しました。

記

【決定事項】

〇 市職員の勤務体制について

国が発出した緊急事態宣言下における市職員の勤務体制について、市民生活に 影響を及ぼさないよう、市としての社会的責任を果たすことを前提として、工 夫を講じていくことを確認しました。

〇 公共施設等の利用制限について

都が発出した緊急事態措置に基づき、公共施設等の利用については、令和3年1月9日(土)から令和3年2月7日(日)までの期間、20時以降の施設利用を原則中止とすることとしました。

〇 イベント等の取扱いについて

都が発出した緊急事態措置に基づき、イベント等の取扱いについては、令和3年1月12日(火)から令和3年2月7日(日)までの期間、開催人数上限5,000人かつ収容率50%以下を厳守し、飲食につながる催し等の自粛を要請することとしました。

〇 教育委員会の対処方針について

緊急事態宣言下における小中学校の対応について、別紙のとおり決定しました。 (別紙参照)

福祉保健部健康推進課、市民生活部生活安全課

一都三県 緊急事態宣言発出に対する教育委員会の対処方針について

1 学校教育について

(1) 基本的対処方針

国の「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の発出、東京都の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」の発出及び東京都教育委員会からの通知「新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(依頼)」(令和3年1月4日付け2教総総第2075号・別紙参照)を踏まえ対応する。

- ・学校については、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。
- ・引き続き、感染症防止に向けた万全な対策をする。
- ・部活動 全ての部活動の中止 大会・コンクール・対外試合・合同練習等の中止
- ・学校行事 学年を超えて一堂に集まる行事の中止 修学旅行等の宿泊を伴う行事の中止 校外での活動の中止

(2) 本市における具体的対応

①学校行事

- 〇小学校
 - ・校外学習 令和3年2月7日(日)までは中止 令和3年2月8日(月)以降への延期について検討
 - ・宿泊行事の代替措置行事

令和3年2月7日(日)までは中止 令和3年2月8日(月)以降への延期について検討

〇中学校

- ・部活動 令和3年2月7日(日)までは中止 大会参加等も見合わせる
- ・校外学習 令和3年2月7日(日)までは中止 令和3年2月8日(月)以降への延期について検討
- ・スキー教室 中止・・・1中、2中、6中、7中、8中、9中 延期・・・3中、4中、5中
- ・宿泊行事の代替措置行事 学校への訪問演奏会のため影響なし

②教育活動時の配慮事項

- ・検温等の健康観察の徹底
- ・学校生活の中での感染予防の徹底
- ・児童・生徒の心のケア 等について、引き続き感染予防対策を徹底する。

緊急事態宣言下における教育委員会所管の公共施設について

| No. | 施設名称 | 利用制限等(~令和3年2月7日(日)まで) |
|-----|---------|------------------------------|
| 1 | 学校施設 | ・学校教育以外の一般利用を中止 |
| | (音楽室等の | |
| | 教室利用) | |
| 2 | 地域学習館 | ・諸室定員を通常の 50%以下に制限 |
| | | ・夜間区分の利用を中止(18:00~22:00) |
| | | ・利用時間は 9:00~17:00 |
| 3 | 学習等供用施設 | ・諸室定員を通常の 50%以下に制限 |
| | | ・夜間区分の利用を中止(18:00~22:00) |
| | | ・利用時間は 9:00~17:00 |
| 4 | 歴史民俗資料館 | ・現状と同じ |
| | | ・施設定員を 50%以下の 30 人以内に制限 |
| | | ・利用時間は 9:00~16:30 (通常通り) |
| 5 | 古民家園 | ・現状と同じ |
| | | ・施設定員を 50%以下の 30 人以内に制限 |
| | | ・利用時間は 9:00~16:30 (通常通り) |
| 6 | 図書館 | ・現状と同じ |
| | | ・入館制限は次のとおり |
| | | 中央図書館 収容率を 50%以下の 250 人以内に制限 |
| | | 地区図書館 館の規模に応じて収容率を 50%以下に制限 |
| | | ・座席は半数程度利用可 |
| | | ・滞在時間は 60 分以内 |
| | | ・利用時間は次のとおり(通常通り) |
| | | 中央図書館 平日 10:00~20:00 |
| | | 休日 10:00~17:00 |
| | | 地区図書館 平日 10:00~19:00 |
| | | 休日 10:00~17:00 |
| 7 | 八ヶ岳山荘 | ・広域利用施設のため、利用制限は無し。ただし、利用自粛 |
| | | については、HP 等で発信していく。 |

※利用制限等の開始時期

No. 4 ・ 5 ・ 6 現状の通り

<u>ホーム</u> > <u>健康・福祉</u> > <u>健康・医療</u> > <u>感染症・医療関連情報</u> > <u>感染症に関する情報</u> > <u>新型コロナウイルス感染症に関する情報</u> > <u>子どもに関する情報(学校・学童保育所・保育園など)</u> > <u>本市小中学校</u> > 立川市立小学校在籍児童の冬休み中の新型コロナウイルス感染について

更新日:2021年1月7日

立川市立小学校在籍児童の冬休み中の新型コロナウイルス感染について

冬休み中に市立小学校の児童が新型コロナウイルスに、下記のとおり感染しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆様におかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

1.感染症患者

市立小学校の児童3名

2.感染確定日

令和3年1月6日(水曜日)

3.公衆衛生上の対策

冬休み中の感染であったため、臨時休業は行いません。

お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課

電話番号: 042-528-4339 ファックス: 042-528-1204

ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 感染症・医療関連情報 > 感染症に関する情報 > 新型コロナウイルス感染症に関する情報 > 子どもに関する情報 (学校・学童保育所・保育園など) > 本市小中学校 > 立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について(令和3年1月8日)

更新日:2021年1月8日

立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について(令和3年1月8日)

冬休み中に市立小学校に在籍する児童が新型コロナウイルスに、下記のとおり感染しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

1.感染症患者

市立小学校の児童1名

2.感染確定日

令和3年1月7日(木曜日)

3.公衆衛生上の対策

● 冬休み中の感染であったため、臨時休業は行いません。

お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課

電話番号: 042-528-4339 ファックス: 042-528-1204

ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 感染症・医療関連情報 > 感染症に関する情報 > 新型コロナウイルス感染症に関する情報 > 子どもに関する情報 (学校・学童保育所・保育園など) > 本市小中学校 > 立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について(令和3年1月10日)

更新日:2021年1月10日

立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について(令和3年1月10日)

冬休み中に市立小学校に在籍する児童が新型コロナウイルスに、下記のとおり感染しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

1.感染症患者

市立小学校の児童2名

2.感染確定日

令和3年1月8日(金曜日)

3.公衆衛生上の対策

● 冬休み中の感染であったため、臨時休業は行いません。

お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課

電話番号: 042-528-4339 ファックス: 042-528-1204

ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 感染症・医療関連情報 > 感染症に関する情報 > 新型コロナウイルス感染症に関する情報 > 子どもに関する情報 (学校・学童保育所・保育園など) > 本市小中学校 > 立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について(令和3年1月12日)

更新日:2021年1月12日

立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について(令和3年1月12日)

市立小学校の児童が新型コロナウイルスに、下記のとおり感染しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

1.感染症患者

市立小学校の児童2名

2.感染確定日

令和3年1月10日(日曜日)1名

令和3年1月11日(月曜日)1名

3.公衆衛生上の対策

■ 該当児童は冬休み以降、現在まで登校しておらず、学校における濃厚接触者はいないため、臨時休業は行いません。

お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課

電話番号: 042-528-4339 ファックス: 042-528-1204